

議案第 15 号

君津市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

君津市企業誘致条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

立地企業に対する奨励措置の拡充を行うため、君津市企業誘致条例（昭和 62 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市企業誘致条例の一部を改正する条例

君津市企業誘致条例（昭和62年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「工場等」を「事業所」に改める。

第2条第1号中「営利の目的をもって事業を営む者」を「会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社及び農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 事業所 企業がその事業の用に直接供する施設で規則で定めるものをいう。

第2条第3号中「工場等」を「事業所」に改め、同条第4号中「工場等を新設した企業が新設後10年以内に」を「事業所を有する企業が」に、「工場等」を「事業所」に改め、同条第5号及び第6号中「工場等」を「事業所」に改める。

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 累積投資型立地奨励金の交付

第4条を次のように改める。

（指定企業）

第4条 前条に規定する奨励措置を受けることができる企業は、規則で定める業種及び投下固定資産の取得に要する費用の基準額その他の要件に該当する事業所を新設し、又は増設する企業で、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）とする。

第5条第2項本文中「立地奨励金」の次に「の額」を加え、「工場等」を「事業所」に改め、同項ただし書中「工場等」を「事業所」に、「企業のうち法人」を「企業」に改め、同条第3項第1号中「工場等」を「事業所」に、「稼動」を「操業」に、「稼動開始日」を「操業開始日」に改め、同項第2号中「稼動開始日」を「操業開始日」に改める。

第10条から第14条までを削り、第9条中「工場等」を「事業所」に、「立入り」を「立ち入り」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「工場等の所有」を「事業所」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項第1号中「工場等の稼動」を「事業所の操業」に改め、同項第2号中「第4条第1項」を「第4条」に改め、同項第3号中「工場等」を「事業所」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 前条の規定に違反したとき。

第7条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(財産処分の制限)

第8条 指定企業は、第3条に規定する奨励措置に係る投下固定資産（償却資産を除く。）を、その取得の日から10年間、奨励措置の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、指定企業が事業資金の調達のために金融機関等に対し担保に供する場合は、この限りでない。

第6条第1項中「稼働開始日」を「操業開始日」に、「工場等」を「事業所」に、「以下「基準日」を「第3項において「基準日」に、「以下「基準人数」を「次項において「基準人数」に改め、同条第2項中「雇用促進奨励金」の次に「の額」を加え、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(累積投資型立地奨励金)

第6条 市長は、指定企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する企業に限る。）に対し、累積投資型立地奨励金を交付することができる。

2 累積投資型立地奨励金の額は、新設し、又は増設した事業所の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額を限度とする。ただし、第2条第3号アに規定する事業所を設置する企業にあつては、当該事業所の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額に法人市民税の収納額に相当する額を加えた額を限度とする。

3 累積投資型立地奨励金の交付対象期間は、次のとおりとする。

(1) 固定資産税及び都市計画税に係る累積投資型立地奨励金は、操業開始日の翌年の4月1日から起算して3年間とする。

(2) 法人市民税に係る累積投資型立地奨励金は、操業開始日から起算して3年の間に到来する最後の事業年度終了の日までとする。

4 累積投資型立地奨励金の交付時期は、固定資産税、都市計画税及び確定申告に係る法人市民税の納期限が属する年度の翌年度とする。

第15条を第12条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の君津市企業誘致条例の規定により指定を受けた企業（以下「旧指定企業」という。）に対する奨励措置は、なお従前の例による。ただし、旧指定企業が、この条例による改正後の君津市企業誘致条例（以下「新条例」という。）に規定する新設（第2条第3号アに規定する場合を除く。）又は増設を行った場合は、当該新設又は増設に係る奨励措置に限り、新条例の規定を適用する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表企業誘致委員会委員長の項及び企業誘致委員会委員の項を削る。